

議案第 88 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「時間外保育」という。）の次に「又は乳児等通園支援」を加え、「又はその」を「（乳児等通園支援にあつては、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児又は幼児を含む。）の」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加え、同条を第 6 条とする。

(5) 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第 3 条 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、一部の保育園において乳児等通園支援事業を行うこととするため、この条例を制定するものである。